

## 公庫情報システムに係る高度かつ専門的な知識に基づく指導・助言業務の委嘱

公庫情報システムに係る高度かつ専門的な知識に基づく指導・助言業務の委嘱を、以下の要領で公募に付します。

現在、公庫では、「IT活用による、顧客サービスの向上と業務の一層の効率化・高度化」と「今後の更なるニーズに迅速かつ効率的に対応可能な柔軟性の高いシステムの確立」を目的とした次期公庫システム計画を推進中である。この計画においては、インターネット上のサイトの拡充や外部サービス、パブリッククラウド等の積極的な活用、複雑化した業務アプリケーションの再構築、プライベートクラウドのリプレースなど多岐にわたる項目が含まれている。

今次委嘱は、別途交付する「公募仕様書」に記載の事項について、専門家としての知識・知見・経験に基づき、公庫に対して中立的な立場で具体的な技術支援・助言を求めるものである。

本件は、特定業者のみが履行可能と考えるが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものである。

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

公庫情報システムに係る高度かつ専門的な知識に基づく指導・助言業務の委嘱

#### (2) 概要等

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

#### (3) 契約締結時期

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

### 2 参加資格

次の要件に適合する者であること。

(1) 公庫の現行システムの基盤、アプリケーション及びネットワークの構成、実行環境及び制約事項を熟知している者。

(2) 次期公庫システム基本計画の内容を熟知している者。

(3) PMP、プロジェクトマネージャ、ITストラテジスト、システムアーキテクトのいずれかの資格試験に合格していること。

(4) 15年以上の金融システムの企画・開発・運用に係る経験及びITスキル標準(ITSS)のコンサルタント、ITアーキテクト、プロジェクトマネジメントのいずれかの分野において、レベル6相当以上の専門知識、経験・実績を有すること。

(5) 情報システムに関する200名以上の規模の組織のマネジメント経験を有すること。

(6) 次の各項に該当しない者であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。

(イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
  - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
  - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - (ト) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
  - ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

### 3 仕様書交付及び交付期限

#### (1) 交付方法

本公告の日から、原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス（pnbid-k@jfc.go.jp）に送信すること。

イ 電子メールの標題に、「公第3 - 144号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

ロ 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「公庫情報システムに係る高度かつ専門的な知識に基づく指導・助言業務の委嘱」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに仕様書を添付したうえで交付申請者に返信することにより、仕様書を交付する。仕様書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、項番6の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（項番6の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに項番6の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

#### (2) 交付期限

令和3年8月20日（金）12時00分

### 4 申込方法

参加を希望する者は、令和3年8月20日（金）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番5に示す提出書類を項番6の申込・問合せ先へ、項番7の提出方法にて提出すること。

### 5 提出書類

#### (1) 参加資格があることを証明する書類

イ 適合証明書（別添2）

ロ 誓約書（別添3）

#### (2) 見積書

別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

### 6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティ ノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：高橋 光司

電話：03-3270-1552

FAX：03-3270-1411

## 7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番 6 における「日本公庫エントランス 1 階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

## 8 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

別添1

令和 年 月 日

## 参加申込書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住所

商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和3年8月6日付で公告した「公庫情報システムに係る高度かつ専門的な知識に基づく指導・助言業務の委嘱」の公募に参加することを希望します。

### ○連絡先

- (担当部署)
- (担当者名)
- (電話番号)
- (FAX 番号)
- (E-MAIL)

令和 年 月 日

## 適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	公庫の現行システムの基盤、アプリケーション及びネットワークの構成、実行環境及び制約事項を熟知している者。	【参加資格の条件の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】  有・無 理由：
2	次期公庫システム基本計画の内容を熟知している者。	【参加資格の条件の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】  有・無 理由：
3	PMP、プロジェクトマネージャ、ITストラテジスト、システムアーキテクトのいずれかの資格試験に合格していること。	【左記のうち所有する資格を記載し、証拠書類を添付すること。(合格証など)】  有・無 資格：
4	15年以上の金融システムの企画・開発・運用に係る経験及びITスキル標準(ITSS)のコンサルタント、ITアーキテクト、プロジェクトマネジメントのいずれかの分野において、レベル6相当以上の専門知識、経験・実績を有すること。	【参加資格の条件の有無を選択し、適合していることが確認できる履歴書を添付すること。】  有・無
5	情報システムに関する200名以上の規模の組織のマネジメント経験を有すること。	【参加資格の条件の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】  有・無 理由：

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

## 誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「公庫情報システムに係る高度かつ専門的な知識に基づく指導・助言業務の委嘱」に係る公募（令和3年8月6日付け公告）に関し、「2 参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

### 記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
  - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
  - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
    - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
    - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
    - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
    - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
    - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
  - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上